

一、舞々・猿樂役相勤時分は慰斗目不苦事。
 享保五年六月江戸町奉行の言上書にも、町年寄共惣町人刀御停止之後もさし來、若黨にも刀さし候處、三十八年以前天和二年亥二月、御扶持人町年寄共に刀さし候儀御停止に相成、今以其通に而御座候。とあり。又金澤にて文化八年四月博勞共へ高足の儀を達せられたり。
 付札、町奉行に。

博勞共對諸士に、高足者不致害に候處、心得違之者も有之躰、不作法之儀に候。以來右之族無之様、夫々急度可被申渡候。尤板打草履等之儀茂同様之事に候條、可被得其意候事。

辛未四月

又舊藩中は、博勞は賃馬とて諸士の稽古馬を飼置き、毎朝夕犀川・淺野川兩馬場に引來りけり。其の風俗馬乗袴を着し、無刀にて、深き菅笠を着たり。是を馬借博勞の常服となしたり。是も舊藩國初以來の風躰ならんか。爲考證載之。

○竹屋仁兵衛蕃邸

仁兵衛は金澤草創以來の舊家町人なり。子孫世々仁兵衛と稱し、于今連綿せり。由緒書に云ふ。元祖竹屋仁兵衛、天正年中大納言利家卿金澤入城の頃より慶長二年迄、當地金澤に町會所無之。其頃仁兵衛博勞町に居住罷在處、町役人に被仰付、則居室をば町役所に相成。其頃は當地尾山町と稱し、傳馬役所も相勤。とありて、此の子孫舊家柄町人の第一にて、世々町役人を勤め、年頭等藩侯拜謁被命舊例なりしかど、寛政頃の竹屋仁兵衛、故ありて公事場に禁錮せられし故に、拜謁の舊例を停止せられたり。享和元年十二月の申渡書に、

竹屋仁兵衛

年頭御禮等御目見被仰付候處、去春於公事場致禁牢、當秋致出牢候へ共、一旦如此被仰付者之儀に候條、以來御目見不被仰付候事。

西十二月

右町奉行より申渡たるよし、町會所留記に載せたり。按ずるに、竹屋仁兵衛は元祖仁兵衛以來、木新保太嚴寺の檀家にて、同寺過去帳に、寛永十三年八月廿八日竹屋仁兵衛父

死去とありて、法號を載せたり。是元祖仁兵衛なるべし。此の外竹屋仁兵衛妻或は子供等家族の法名、死去年月日等、代々の分を記載す。今にその子孫連綿して、同寺の檀家なりとぞ。元祿十四年八月町會所にて取調有之、金澤町人拜領屋敷并町役銀赦免之人々覺書中に、竹屋十助・硯屋親十助、以來地子銀御免とある竹屋十助は、仁兵衛の家とは異なるべし。

○硯田吉藏居邸

世々博勞町に居住す。按ずるに、舊藩國初以來、舊家の町人多しといへも、于今至り其の家に居住して、子孫連綿せしは、實に僅々四・五人に過ぎずといへり。

○櫻田吉藏傳

世々吉藏と稱し、當地草創以來の舊家にて、元祖以來生菓子と稱する餅菓子を産業とす。故に屋號を菓子屋と呼べり。寛文元年の由緒書に、慶長五年天徳夫人當地金澤御入輿の時、町中吟味の上、元祖吉藏へ生菓子御用被命たり。又瑞龍公高岡在城の頃、高岡へ被召寄、生菓子製造を命ぜられ、拜謁も被仰付たり。又陽廣公の時、二代吉藏當分雇

入被成、八ヶ年の間江戸に相詰、生菓子を命ぜらる。寛永二十年於江戸松雲公御誕生、産髮被爲立頭、御臺所方詰所に詰罷在、則髮剃所持の段申上る處、早速上げ申様に被仰渡に付、即指上げる處、右爲代髮剃二挺、并八講布之御紋付上下一具拜領被仰付、爲家寶今以傳來仕也。又天徳夫人及び陽廣公逝去の年より、毎月御靈供の御菓子天徳院の御靈屋へ獻備仕、微妙公逝去の年より三年の間、是亦毎月御靈供の御菓子寶圓寺御靈屋へ獻備仕、三回御忌後は正月・七月・十月獻備仕由記載せり。右靈堂獻備の菓子は、所謂生菓子にて、御在世中好み給へる故也。然るに中古生菓子製造を廢し、干菓子而已を産業と成したりといへども、國初以來の古例を守り、後々まで態と生菓子をば獻備し來るといへり。利常卿小松在城の頃呈上せし目錄共、于今家藏す。其寫如左。

進上

- 一、三重 まんぢう
- 一、一箱 かんざらしそばの粉